

第5章 計画の実現に向けて

1. 協働のまちづくりの推進

(1) 協働のまちづくりの意義と役割

本市では、市民、事業者及び市が互いに良きパートナーとして協力し、それぞれの持つ知恵と責任によって住みよい“まち”にするために行動する「市民協働によるまちづくり」を進めています。

あやせ都市マスタープランが目指すまちづくりを実現していくためには、それぞれがまちの将来像をともに共有し、将来像の実現に努めるとともに、相互に協働していくことが重要です。

◆市民の役割

市民は、まちづくりの主体としての認識をもち、本市の課題や将来像を共有し、互いに助け合ってより良いまちづくりにつながる活動を積極的に実践していくことが期待されます。

◆事業者の役割

企業やその他の事業者は、地域社会の構成員として、市民と同様にまちづくりの重要な役割を担います。

地域に貢献するような活動を行いつつ、市のまちづくりの計画を十分に理解するよう努め、市及び市民との協力関係を築きながら、より良いまちづくりを実践することが期待されます。

◆市の役割

市は、まちづくりを牽引する総合的な役割を担います。このため、市として総合的にまちづくりを調整する横断的な庁内体制と仕組みの整備をめざし、協働まちづくりの推進と、市民によるまちづくり活動の支援を行います。

(2) 協働のまちづくりの環境づくり

市民を主体としたまちづくりを推進していくには、市民がまちづくりに関わる必要な情報を得ることができる環境と様々な支援が必要です。

市ではこれを実現するため、次のような施策を推進します。

◆まちづくりに関わる情報の提供

まちづくりへの意識や理解を高めるために、広報紙やホームページ等による情報提供をより充実するとともに、まちづくりのテーマごとのセミナーの開催や、市内の特色ある地域や施設のまち歩きや防災まちづくりへの支援等、各種イベントの開催を通じ市民や事業者等のまちづくりに関する意識の高揚に努めます。

また、社会教育においても、まちづくりに関する教育・講座を取り入れ、人材の育成・発掘や質の高いまちづくりの実践に結びつけていきます。

◆まちづくり活動への支援

市民自らが、自分達のまちを良くしていこうという熱意を持ち、さまざまな世代や立場の方々が協力して行う調査や研究、提案に対し、専門家の派遣や交流機会の提供、活動費用の助成、活動スペースの紹介等の支援を推進します。これらの施策の推進においては、*綾瀬市自治基本条例及び*綾瀬きらめき市民活動推進条例等の既存施策との連携と活用を図ります。

◆まちづくりを推進する人材の育成

まちづくりに高い関心を持つ市民に対して、まちづくりの知識や情報を継続的に提供し、さらにまちづくりの体験講習を行うことにより、地域のまちづくりに際して中心的役割を担う人材を育成することが、市民主体のまちづくりを進める上で重要です。市では、*生涯学習お届けバラ講座等の施策と連携し、協働まちづくりの推進役となる人材育成のための制度を検討します。

2. 都市マスタープランの進行管理と関係機関との連携

(1) プランの進行管理

あやせ都市マスタープランに基づき、市のまちづくりを推進するため、本計画に位置付けた施策や事業の進捗状況、都市の変化を評価指標に基づき定期的に検証するとともに、市の基本構想の改定や本市における都市づくりの根幹に関わる社会情勢の変化（厚木基地の返還等）及び技術革新等により、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた時は、部分的な見直しを含め、計画の見直しを行います。

(2) 都市マスタープランの評価指標

あやせ都市マスタープランによる都市づくりの進捗の確認には、都市計画基礎調査等の定期調査結果を活用し、本市が目指す「新たな拠点の形成」と「既成市街地における住環境の維持・向上」による集約型都市構造の形成状況の確認を念頭に、次の指標を設定します。

表 あやせ都市マスタープラン評価指標

方向性	指標	データ出典	現状値(時点)	指標の対応
集約型都市構造の実現	市街化区域内人口密度	国勢調査	77.0人/ha (H27)	全般
新たな拠点の形成	商業年間販売額	商業統計調査	1,420億円 (H28)	中心拠点・生活拠点の形成
	製造品出荷額	工業統計調査	3,551億円 (H30)	新産業拠点の形成
	流入人口	国勢調査	21,378人 (H27)	拠点形成
既成市街地における住環境の維持・向上	社会増減人口	綾瀬市統計要覧	84人 (H29)	全般
	地区計画決定地区数	庁内資料	6地区 (R1)	土地利用
	空き家率(一戸建)	住宅・土地統計調査	3.2% (H30)	土地利用 市街地整備
	市街化区域内低未利用地面積	都市計画基礎調査	6.1% (H27)	土地利用 市街地整備
	都市計画道路の整備率	庁内資料	82.2% (H30)	交通施設
	バス利用者数	綾瀬市統計要覧	11,459,504人 (H28)	交通施設 環境共生
	緑被率	都市計画基礎調査	37.1% (H27)	公園・緑地
	景観重点地区指定数	庁内資料	0地区 (R1)	景観形成
	幅員4m未満道路の割合	都市計画基礎調査	16.6% (H27)	都市防災

(3) 関係機関との連携

広域的な対応が必要な公共事業の推進や土地利用の誘導規制は、国、県、周辺市町及び関係機関との協議・調整会議で課題を共有し、実施に向けた協力等、連携を図りながら計画を推進します。

また、現法制度の中で、市が独自のまちづくりを進めることが困難な場合は、国や県に対して新たな法整備や制度の創設を要望します。

(4) 施策・事業の効率的、効果的な実施

各施策の実施に際しては、各方針に示す考え方のもとに、それぞれの施策や事業の相互連携を十分に図り、効率的・効果的に実施されるよう、総合的な観点から推進します。